



～18歳からの「君ならどうする？」～
若年者のための消費生活サポート情報



第15号
2022. 7. 25

ネット通販での定期購入 トラブルにご注意！

事例

動画サイトの広告を見て、ネット通販で500円の除毛クリームを購入したが、2回目の商品が届き、定期購入だったことに気付いた。2回目以降は1本6千円で6回購入しないと解約できないとある。高すぎるので解約したい。（10代 男性）



©KANAGAWA2013

一言アドバイス



北海道消費者
教育PRキャラクター
「ちえ子さん」

- 「初回限定」などお得感を強調している場合は定期購入が条件となっている可能性があります。
- ネット通販の注文確認画面などで定期購入の回数や支払総額などをわかりやすく表示することになっています。
- 通信販売にはクーリングオフ制度は適用されません。契約内容や返品の内容などを確認してから購入しましょう。
- 改正特定商取引法が施行された令和4年6月1日以降、誤認させる表示により申込みをした場合は、契約を取り消せる可能性があります。

- サポート情報のバックナンバーはこちらから
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ
URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>



困った時はひとりで悩まず相談しましょう！
北海道立消費生活センター 受付時間 平日／午前9時～午後4時30分

相談専用電話 ☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン※ ☎ 188（「嫌や！」泣き寝入り）

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者
教育PRキャラクター
「かしこしか」

